

「デジタル地図」を活用した農地情報の管理に関する検討会開催要領

1 趣旨

農林水産省における農業・農村の振興施策の多くは農地に関する情報に基づいて運営されているが、現在、農地情報は各施策の実施機関ごとに個別に処理されている。

その結果、

- ① 共通する農地情報が各実施機関のデータベースに縦割りで収集・管理されている、
 - ② 農地情報の正確性や整合性を確保するための更新作業や現地確認の頻度が実施機関ごとに異なり、突合作業も体系的に実施されていない、
 - ③ 現地確認についても、基本的に実施機関ごとに個別に実施されているほか、既存の農地情報だけでは農地の場所を特定できないため、地元関係者の協力を得ながら紙の地図を利用するのが一般的であり、多くの時間・労力が費やされている、
- といった現状にある。

農地情報は農業・農村政策の土台をなすものであり、正確性と整合性の確保は極めて重要である。また、各施策の実施機関でも高齢化等により人材確保が困難となっており、農地情報の収集・管理の効率化は急務である。

こうした中、デジタル技術の発達により地図情報のデジタル化が進展し、農地情報と地図情報の一体管理が可能となりつつあるほか、農林水産省では、農地情報が含まれる手続も含め、所管する行政手続のオンライン申請を可能とする共通申請サービス(仮称)が令和3年度から本格運用される予定となっている。

以上を踏まえ、共通申請サービス(仮称)を基盤として、デジタル地図を活用した一元的な農地情報の収集・管理方法について検討するとともに、その効果的な活用の方途について検討することとする。

2 検討事項

農業・農村の振興施策の中でも利用する農業者や関与する自治体関係者の多い農地の集積・集約化、経営所得安定対策及び水稲共済について、各施策の実施機関において個別に収集・管理されている農地情報を対象に、

- ① 各施策に共通する農地情報の特定及びその標準化の方法、
 - ② 各実施機関で収集・管理されている農地情報を照合するためのデジタル地図の活用方法、
 - ③ 上記①及び②により得られる農地情報を一元的に管理するシステムのあり方、
- について検討を行う。

また、農地情報の一元化を通じた各施策の手続の簡素化・自動化の可能性や、農地以外の地図情報との相互運用性の確保・向上についても併せて検討を行う。

3 検討会の組織・運営

- ① 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- ② 検討会は非公開とする。
- ③ 検討会の資料及び議事要旨は、会議終了後、出席者の了解を得た上で、ホームページにより公表する。

4 その他

- ① 検討会は、農林水産省大臣官房政策課が運営する。
- ② その他、検討会の運営に必要な事項は、構成員と協議の上で別途定めることができる。